

採用活動指針について

NEC プラットフォームズ株式会社

NEC プラットフォームズでは、人権の尊重を、NEC グループが大切にする行動原則「Principles」の1つに位置づけるとともに、NEC グループ行動規範「Code of Conduct」でも、NEC グループの役員から従業員に至るまで、一人ひとりが守るべき規範として明示しています。

学生のみなさまとのコミュニケーションにおいても、「採用活動指針」を定め、みなさまの人権を侵害するような行為を厳しく禁止しており、万が一そのような行為が発生した場合には厳正に対処させていただいております。

学生のみなさまにおかれましては、当社社員を名乗る者から、下記「学生のみなさまと社員との面会のルール」に反した内容を強要された場合には、明確に拒絶いただくとともに、当社相談窓口までご相談をいただけますと幸いです。

1. 学生のみなさまと社員との面会のルール

(1) 面会場所

- ・ オンライン、会社施設もしくは大学構内に限ります
- ・ 1対1での面会の場合はオープンスペースを使用します
- ・ オンラインでの面会は会社指定のWEB会議システムを使用します

(2) 飲食について

- ・ 飲酒は一切禁止とします
- ・ 会社施設もしくは大学構内での飲酒を伴わないランチやカフェ利用は可とします

(3) 面会時間

- ・ 1対1の面会は1時間以内とします
- ・ 面会対応は下記の時間帯に限ります
- ・ 対面（オフライン）：平日 9:00～18:00

(4) 学生との連絡

- ・ 学生との連絡は、会社メール、会社携帯電話を使用します
- ・ 個人の携帯電話、メール、LINE、Instagram、X、LinkedIn 等の SNS を用いたやり取りは全て禁止します

(5) 面会予定の公開

面会時は面会方法、場所、時間、学生の氏名などを事前に上司および採用担当者に届け出ることとし、スケジュールに公開形式で登録します

(6) 誓約書の提出

採用に関わる社員は採用活動指針に則った行動をする旨の誓約書を会社に提出します

2. ハラスメント相談窓口

当社の就職活動の中で、当社社員からの迷惑行為・発言等を受けられた場合には、以下相談窓口へご相談ください。こちらへのご相談が当社の選考・合否結果に影響することはありません。

また、ご相談者への確認無く、迷惑行為の当事者・当事者所属部門等へ連絡することはございませんので、安心してご相談ください。

【採用活動全般に関するハラスメント相談窓口】

相談先メール： shukatsu-soudan_necpf@mlsig.jp.nec.com

以上